

特定教育・保育施設

確認検査基準(令和6年4月1日適用)

※認定こども園・幼稚園・保育所共通

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年9月24日条例第38号 「八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例」	市確認条例

目次

第1 基本原則	1	第4 利用者負担額の基準	
第2 利用定員に関する基準	1	利用者負担額等の受領(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	6
第3 運営に関する基準		第5 会計の区分	7
1 内容及び手続きの説明及び同意	2	第6 保育に関する基準	
2 正当な理由のない提供拒否の禁止	2	1 子どもの心身の状況の把握	7
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	2	2 小学校等との連携	7
4 教育・保育提供困難時の対応	2	3 教育・保育の提供の記録	8
5 市が行うあっせんへの協力	2	4 特定教育・保育の取扱い方針	8
6 利用調整への協力	2	5 相談及び援助	8
7 受給資格等の確認	3	6 緊急時の対応	8
8 教育・保育給付認定の申請に係る援助	3	7 事故発生防止及び発生時の対応	8
9 地域型保育給付等の額に係る通知等	3	第7 記録の整備	9
10 特定地域型保育に関する評価等	3	第8 電磁的記録等	9
11 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通達	3		
12 運営規程の策定	4		
13 勤務体制の確保等	4		
14 定員の遵守	4		
15 掲示	4		
16 教育・保育給付認定子どもの平等取扱原則	4		
17 虐待等の禁止	4		
18 非常災害対策	5		
19 秘密保持等、個人情報保護	5		
20 情報の提供等	5		
21 利益供与等の禁止	5		
22 苦情への対応	6		
23 地域との連携	6		

目次

特定教育・保育施設 確認検査基準（認定こども園・幼稚園・保育所共通）

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第1 基本原則	<p>(1) 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子ども（保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。</p> <p>1 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。</p> <p>1 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めているか。</p> <p>1 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じるよう努めているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第3条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第3条第2項</p> <p>(1) 市確認条例第3条第3項</p> <p>(1) 市確認条例第3条第4項</p>	<p>(1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっていない。</p> <p>(1) 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていない。</p> <p>(1) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めていない。</p> <p>(1) 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じるよう努めていない。</p> <p>(2) 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
第2 利用定員に関する基準	<p>(1) 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員の数は20人以上となっていないなければならない。</p> <p>(2) 次のアからウに掲げる施設の区分（ただし法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）の区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定める。）に応じた、区分ごとの利用定員にならなければならない。</p> <p>ア 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の区分</p> <p>イ 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下</p> <p>ウ 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（以下</p> <p>下 「2号認定子ども」という。）の区分及び3号認定子ども</p>	<p>1 利用定員は20人以上となっているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第4条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第4条第2項</p>	<p>(1) 利用定員が20人以上となっていない。</p> <p>(1) 各区分ごとの利用定員にならっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
第3 運営に関する基準					

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、市確認条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、市確認条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第5条</p>	<p>(1) 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない。 (2) 重要事項を記した文書、交付、利用申込者の同意が不十分である。</p>	<p>C B</p>
2 正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。</p>	<p>1 正当な理由がなく利用の申込みを拒んでいないか。</p>	<p>(1) 法第33条第1項 (2) 市確認条例第6条第1項</p>	<p>(1) 正当な理由がなく教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒否している。</p>	<p>C</p>
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>(1) 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る）は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考を行わなければならない。</p>	<p>1 認定子ども園及び幼稚園の1号認定子どもの利用定員を超える場合は公正な方法により選考を行っているか。</p> <p>1 認定子ども園及び保育園の2号認定子ども及び3号認定子どもの利用定員を超える場合は、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考を行っているか。</p> <p>1 選考方法を明示した上で選考を行っているか。</p>	<p>(1) 法第33条第2項 (2) 市確認条例第6条第2項</p> <p>(1) 法第33条第2項 (2) 市確認条例第6条第3項</p> <p>(1) 法33条第2項 (2) 市確認条例第6条第4項</p>	<p>(1) 抽選その他公正な方法による選考を行っていない。 (2) 選考方法が不十分である。</p> <p>(1) 保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考を行っていない。 (2) 選考方法が不十分である。</p> <p>(1) 選考方法をあらかじめ明示した上で選考していない。 (2) 明示方法が不十分である。</p>	<p>C B C B</p>
4 教育・保育提供困難時の対応	<p>特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>1 自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合、適切な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第6条第5項</p>	<p>(1) 提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。 (2) 措置が不十分である。</p>	<p>C B</p>
5 市が行うあっせんへの協力	<p>特定教育・保育施設は、施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 あっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>(1) 法第42条第2項 (2) 市確認条例第7条第1項</p>	<p>(1) あっせん及び要請に対し、できる限りの協力をしていない。</p>	<p>B</p>
6 利用調整への協力	<p>特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。）は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>(1) 法第42条第2項 (2) 市確認条例第7条第2項</p>	<p>(1) 調整及び要請に対し、できる限りの協力をしていない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
7 受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	1 受給資格等の確認を行っているか。	(1) 市確認条例第8条	(1) 受給資格等を確認していない。 (2) 受給資格等の確認が不十分である。	C B
8 教育・保育給付認定の申請に係る援助	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 (2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 教育・保育給付認定申請に対する援助を行っているか。	(1) 市確認条例第9条第1項	(1) 速やかに申請が行われるよう援助をしていない。 (2) 援助が不十分である。	C B
9 施設型給付等の額に係る通知等	(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 (2) 特定教育・保育施設は、第4（2）の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 施設型給付費の額を通知しているか。	(1) 市確認条例第14条第1項	(1) 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、教育・保育給付認定保護者に対し通知していない。 (2) 教育・保育給付認定保護者に対する通知が不十分である。	C B
10 特定教育・保育に関する評価等	(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 特定教育・保育提供証明書の交付を行っているか。	(1) 市確認条例第14条第2項	(1) 必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対し交付していない。 (2) 特定教育・保育提供証明書の交付に不備がある。	C B
11 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。	(1) 市確認条例第16条第1項	(1) 自己評価を行い、改善を図っていない。 (2) 自己評価やそれに伴う改善が不十分である。	C B
		1 定期的に関係者・外部の者等から評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めているか。	(1) 市確認条例第16条第2項	(1) 定期的に教育・保育給付認定保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	B
		1 不正受給について市町村に通知しているか。	(1) 市確認条例第19条 (2) 市確認条例第35条第2項 (3)	(1) 保護者が、偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受けた又は受けようとしたとき、遅滞なく意見を付して市町村に通知していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
12 運営規程の策定	<p>特定教育・保育施設は、次の(1)から(11)に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この④において同じ。）及び時間、提供を行わない日 (5) 第4の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第2(2)に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7) 施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第3の3(1)及び(2)に規定する選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他施設の運営に関する重要事項</p>	1 重要事項に関する規程を定めているか。	(1) 市確認条例第20条	(1) 重要事項に関する規程を定めていない。 (2) 重要事項に関する規定が一部不適正である。	C B
13 勤務体制の確保等	<p>(1) 教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育)を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めおかなければならない。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供)に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>(3) 施設は、職員の資質の向上のために、外部の研修実施機関)が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。</p>	1 職員の勤務体制を定めているか。 1 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育の提供が行われているか。	(1) 市確認条例第21条第1項 (1) 市確認条例第21条第2項	(1) 職員の勤務体制を定めていない。 (2) 職員の勤務体制が不十分である。 (1) 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。	C B C
14 定員の遵守	<p>年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。</p>	1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 市確認条例第22条	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
15 掲示	<p>特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	1 重要事項の掲示を行っているか。	(1) 市確認条例第23条	(1) 重要事項の掲示を行っていない。 (2) 重要事項の掲示が不十分である。	C B
16 教育・保育給付認定子どもの平等取扱原則	<p>教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	1 差別的取扱いをしていないか。	(1) 市確認条例第24条	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的取扱いをしている。	C
17 虐待等の禁止	<p>職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 市確認条例第25条	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
18 非常災害対策	(1) 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を策定し、あわせて非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。	1 非常災害時に必要な設備の設置、具体的な計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な職員への周知を行っているか。	(1) 市確認条例第27条第1項	(1) 非常災害時に必要な設備の設置、具体的な計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な職員への周知を行っていない。 (2) 上記の内容が一部不適正である。	C B
	(2) 特定教育・保育施設は、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	1 避難訓練等は実施されているか。	(1) 市確認条例第27条第2項	(1) 定期的に避難訓練等を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。	C B
19 秘密保持等、個人情報保護	(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 業務上知り得た秘密は保持されているか。	(1) 市確認条例第28条第1項	(1) 正当な理由なく業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしている。	C
	(2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	1 業務上知り得た秘密は保持されているか。	(1) 市確認条例第28条第2項	(1) 子ども又は家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない。	C
	(3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得なければならない。	1 個人情報保護に関し文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 市確認条例第28条第3項	(1) 情報提供をする際、文書により保護者から同意を得ていない。 (2) 保護者からの同意が不十分である。	C B
20 情報の提供等	(1) 特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 市確認条例第29条第1項	(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行うよう努めていない。	B
	(2) 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものになっていないか。	(1) 市確認条例第29条第2項	(1) 施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっている。	C
21 利益供与等の禁止	(1) 利用者支援事業（法第59条第1項に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（利用者支援事業者等）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 利益供与等が行われていないか。	(1) 市確認条例第30条第1項	(1) 利益供与等が行われている。	C
	(2) 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。	1 利益収受等が行われていないか。	(1) 市確認条例第30条第2項	(1) 利益収受等が行われている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
22 苦情への対応	<p>(1) 特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(3) 特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(4) 法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(5) 市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じているか。</p> <p>1 苦情内容等を記録しているか。</p> <p>1 市町村が実施する事業へ協力しているか。</p> <p>1 市への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。</p> <p>1 改善の内容を市へ報告しているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第31条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第31条第2項 (2) 市確認条例第35条第2項(4)</p> <p>(1) 市確認条例第31条第3項</p> <p>(1) 市確認条例第31条第4項</p> <p>(1) 市確認条例第31条第5項</p> <p>(1) 市確認条例第32条</p> <p>(1) 法第27条第3項第2号 (2) 法第28条第2項第2号、第3号 (3) 市確認条例第13条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第13条第2項</p> <p>(1) 市確認条例第13条第3項</p>	<p>(1) 保護者その他の家族からの苦情に迅速に対応するために、受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 苦情に迅速かつ適切に対応するための措置が不十分である。</p> <p>(1) 苦情について、その内容等を記録していない。</p> <p>(2) 記録が不十分である。</p> <p>(1) 苦情に関して市町村が実施する事業に協力していない。</p> <p>(1) 市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。</p> <p>(2) 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1) 市が求めた改善内容を市に報告していない。</p> <p>(1) 地域との交流に努めていない。</p> <p>(1) 利用者負担額の支払いを受けていない。</p> <p>(2) 利用者負担額の受領が不十分である。</p> <p>(1) 法定代理受領を受けないとき、教育・保育給付認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けていない。</p> <p>(2) 特定教育・保育費用基準額の支払の受領が不十分である。</p> <p>(1) 特に必要であると認められる対価について、適正な範囲内で設定していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
23 地域との連携	<p>運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流に努めているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第32条</p>	<p>(1) 地域との交流に努めていない。</p>	<p>B</p>
第4 利用者負担額の 基準	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額）の支払を受けるものとする。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。（3）において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>	<p>1 利用者負担額の支払いを受けているか。</p> <p>1 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>1 特に必要であると認められる対価について、適正な範囲内で設定しているか。</p>	<p>(1) 法第27条第3項第2号 (2) 法第28条第2項第2号、第3号 (3) 市確認条例第13条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第13条第2項</p> <p>(1) 市確認条例第13条第3項</p>	<p>(1) 利用者負担額の支払いを受けていない。</p> <p>(2) 利用者負担額の受領が不十分である。</p> <p>(1) 法定代理受領を受けないとき、教育・保育給付認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けていない。</p> <p>(2) 特定教育・保育費用基準額の支払の受領が不十分である。</p> <p>(1) 特に必要であると認められる対価について、適正な範囲内で設定していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>第5 会計の区分</p> <p>第6 保育に関する基準</p> <p>1 子どもの心身の状況の把握</p> <p>2 小学校等との連携</p>	<p>(4) 特定教育・保育施設は、(1) から (3) までの支払を受け る額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用を次のアからオまでに掲げる費用のみとしなければならない。</p> <p>ア 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>※市確認条例第13条第4項第3号に掲げるものを除く。</p> <p>エ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、(1) から (4) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設は、(3) 及び (4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、(4) の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得なければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けていないか。</p> <p>1 領収証を交付しているか。</p> <p>1 支払いを求める金銭の用途・額・理由について書面で明らかにしているか。</p> <p>2 文書による同意を得ているか。 ※ (4) の金銭の支払いに係る同意を除く。</p> <p>1 特定教育・保育の事業の会計を、その他の事業の会計と区分しているか。</p> <p>1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。</p> <p>1 特定教育・保育の提供の終了に際して、他の機関への円滑な接続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第13条第4項</p> <p>(1) 市確認条例第13条第5項</p> <p>(1) 市確認条例第13条第6項</p> <p>(1) 市確認条例第34条</p> <p>(1) 市確認条例第10条</p> <p>(1) 市確認条例第11条</p>	<p>(1) 便宜に要する費用についてアからオ以外の費用の支給を受けている。</p> <p>(1) 費用の支払いに対し、領収証を交付していない。</p> <p>(2) 領収証の交付が不十分である。</p> <p>(1) 用途・額・理由について書面で明らかにしていない。</p> <p>(1) 市確認条例第13条第4項で規定する利用者負担額を除き文書による同意を得ていない。</p> <p>(2) 文書による同意が不十分である。</p> <p>(1) 特定教育・保育事業の会計を他の事業の会計と区分していない。</p> <p>(1) 特定教育・保育の提供に当たり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。</p> <p>(1) 特定教育・保育の提供の終了に際して、他の機関への円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
3 教育・保育の提供の記録	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 教育・保育の提供について記録されているか。	(1) 市確認条例第12条 (2) 市確認条例第35条第2項 (1)	(1) 教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない。 (2) 記録が不十分である。	C B
4 特定教育・保育の取扱い方針	特定教育・保育施設は、次のアからエに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ア 幼保連携型認定こども園 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ・ウ及びエに掲げる事項 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (特定教育・保育を提供する場合) ウ 幼稚園 ・幼稚園教育要領 エ 保育所 ・保育所保育指針	1 施設の区分に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っているか。	(1) 市確認条例第15条第1項 (2) 市確認条例第35条第2項 (2)	(1) 区分に応じ、該当する要領・指針等に基づき、心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っていない。	C
5 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市確認条例第17条	(1) 子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っていない。	C
6 緊急時の対応	特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 体調急変などの緊急時等に、速やかに保護者又は医療機関への連絡等の必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第18条	(1) 体調の急変などの緊急時等に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
7 事故発生防止及び発生時の対応	(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等 が記載された事故発生防止のための指針の整備 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事象が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 (2) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。 1 事故発生後の対応について、必要な措置を講じているか。 1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されているか。	(1) 市確認条例第33条第1項 (1) 市確認条例第33条第2項 (1) 市確認条例第33条第3項 (2) 市確認条例第35条第2項(5)	(1) 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。 (2) 措置が不十分である。 (1) 速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。 (1) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録がない。	C C C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第7 記録の整備	<p>(4 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合)は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>(2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げるアからオの記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア 第6の3の特定教育・保育の提供の記録 イ 第6の4の特定教育・保育の提供に当たっての計画 ウ 第3の11の市町村への通知に係る記録 エ 第3の22(2)の苦情の内容等の記録 オ 第6の7(3)の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>1 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 記録の整備・保存がされているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第33条第4項</p> <p>(1) 市確認条例第35条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第35条第2項</p>	<p>(1) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていない。</p> <p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>(2) 記録の内容が不十分である。</p> <p>(1) 記録の整備・保存がされていない。</p> <p>(2) 記録の整備・保存が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
第8 電磁的記録等	<p>特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市確認条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。</p> <p>当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1 電磁的方法により提供する方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(2 電磁的方法により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(ア) 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (イ) ファイルへの記録の方式</p> <p>(3 電磁的方法による提供について承諾を得た特定教育・保育施設者は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない電磁的方法によって記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</p>	<p>1 ファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものになっているか。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を教育・保育給付認定保護者等に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときに、当該教育・保育給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供を行っていないか。</p>	<p>(1) 市確認条例第63条第3項</p> <p>(1) 市確認条例第63条第4項</p> <p>(1) 市確認条例第63条第5項</p>	<p>(1) ファイルへの記録を出力することによる文書を作成できていない。</p> <p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を教育・保育給付認定保護者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(2) 文書又は電磁的方法による承諾が不十分である。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときに、当該教育・保育給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供を行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>